## 公金債権回収業務における試行自治体の実施結果

地方公共団体名				湯河原町 [神奈川県]	人口(平成27年1月1日住	26, 442 人
(担当部署)			+ )	(徴収対策室)	民基本台帳)	
取	組	事	項	民間委託による債権回収		
対	象	債	権	水道料金、温泉使用料		
				(自力執行権 □有 ■無)		

## I 平成 25 年度の実施結果

_ I 平成 25 年度の実施結果						
1. 契約期間	平成25年8月~平成26年3月(8か月)					
2. 開始理由	自力執行権を有さない債権についての新たな回収方法					
3. 内 容	水道料金・温泉使用料について、弁護士へ委託対象者の内容を渡したのち、担					
	当課が滞納者に対し、弁護士へ債権回収委託をした旨の通知書を送付する。反					
	応のない対象者に対し、弁護士が催告書を送付する。					
4. 委託先	弁護士					
5. 入札方法	一者との随意契約					
6. 委託先決定	私債権回収について、民間に委託を行う初の試みであり、委託に当たり、内閣					
の評価方法	府の提案や助言を受け、当町非常勤弁護士への委託が可能となり契約に至っ					
	<i>t</i> = 。					
7. 委託債権抽	対象債権の滞納者について、分納合意者を除いた滞納者を精査し、委託対象					
出の考え方	とした。					
8. 委託実績	① 委託債権額 10,085千円 96人 (債権全体額 68,420千円)					
	② 全額納付(完済) 1,920千円 29人 ①に対する回収率19.0%					
	③ 一 部 納 付 1,204 千円 20 人					
	④ 現金回収額 3,124千円 49人 ①に対する回収率 31.0%					
	(2 + 3)					
	⑤ 残 額 6,961 千円 67 人 ※人数は②完済分のみ減少					
	⑥ ⑤ の う ち 3,952 千円 25 人 ①に対する合意率 39.2%					
	分納合意額					
	⑦ 免除又は放棄 ー千円 一人					
9. 委託料	支払方法 成功報酬					
	①毎月1日~末日までの回収金額の30%(消費税を含む)					
	②1 人の対象者につき回収金額が50万円を超えた場合は、超えた金					
	額の 25% (消費税を含む)					
	③弁護士が3回催告しても回収できなかった場合は、1人当たり					
	1,000円(消費税を含む) (25年度は42人が対象となった)					

	支 払 額 820 千円
10. 委託先への	滞納者氏名、使用者氏名、使用者番号、水栓番号、住所、郵便番号、電話番
情報提供	号、水栓所在地、滞納期間、滞納額
11. 実施効果	①収納率の向上
	(1) 平成 25 年度水道料金 2.3 ポイント増
	〇委託債権回収分を含めない収納率 41.6%
	〇委託債権回収分を含めた収納率 43.9%
	(2) 平成 25 年度温泉使用料 7.6 ポイント増
	〇委託債権回収分を含めない収納率 67.7%
	〇委託債権回収分を含めた収納率 75.4%
	※公金債権回収業務の収納率 31.0%
	②弁護士が催告書を送付することで、職員が催告(電話・文書)しても反応が無
	かった滞納者から連絡があったり、完納を含めて納付したりするようになった。
12. 課題	債権回収に関して、弁護士が催告書を送付しても全く無反応の者から、今後
	法的措置を視野にいれた回収方法について検討すること。

## Ⅱ 内閣府からの支援

1. 支援内容、効果等	25 年度に事業を開始するにあたり、委託契約書作成の際にいろい
	ろとご教示をいただくことができた。
	内閣府から他の自治体の先進事例について例示を受け、実務上不
	明な点は、その自治体や事業体に問い合わせすることができた。

## Ⅲ 平成 26 年度の実施状況

1. 実施の有無	継続実施
2. 契約期間	平成 26 年 4 月~平成 27 年 3 月 (1 年間)
3. 委 託 先	弁護士
4. 26 年度実施	26 年度においても、引き続き当町非常勤弁護士と、公金債権回収業務委
に当たっての	託契約を締結した。26年度の契約では、『対象者について、委託した年度
変更点及び改	から翌年度末に回収された債権額について手数料を支払う』という契約内
善点	容を記載した。
5. 27 年度以降	27年度で事業実施から3年を迎えるため、実績を踏まえた検証を行い、
の方向性	さらなる回収率向上の方策を検討していきたいと考えている。
	現状よりも委託件数を増やすことにより、徴収担当職員が他の業務に専
	従できるなど、業務委託に伴う相乗効果等を含めた検証も行う必要がある
	と考えている。
	現在、水道料金の債権回収業務を委託しているが、今後、他の債権につ
	いても、業務委託すべきか検討する必要があると認識している。